

# 大阪府議会議員選挙

～ さあ投票 選挙の主役は あなたです ～

投票	4月12日(日)午前7時～午後8時、各投票所
期日前投票	4月4日(土)～11日(土) 午前8時30分～午後8時
開票	4月12日(日)午後9時～、いきいきランド交野



大阪府議会議員選挙が、4月3日(金)に告示され、4月12日(日)に投票、即日開票します。

各家庭に郵送される「投票所入場整理券」に記載されている投票所で、投票してください。

**投票** 午前7時～午後8時、各投票所

**開票** 午後9時～、いきいきランド交野

問い合わせ 選挙管理委員会 事務局(TEL 892・0121)

※各投票区の区域と投票所は下段の一覧表のとおりです。

**投票速報・開票結果はホームページで**

1時間ごとの投票速報と、開票結果は、市のホームページでお知らせします。

**投票速報** 4月12日(日)午前8時から1時間ごと

**開票結果** 開票終了後

※ホームページ(<http://www.city.katano.osaka.jp/>)

■3月16日以降に転居した人  
3月16日(月)以降に市内で転居届を出した人は、転居前の住所の投票所で、投票してください。

投票所は、入場整理券に記載しています。

**投票できない人**

- ▽選挙人名簿に登録されていない人
- ▽選挙人名簿に登録されているが、投票時に府外に転出している人
- ▽27年1月3日以降に、他の都道府県から交野市に転入届を出した人、またはその以前から住んでいて、転入届を出していない人

**入場整理券を各家庭に郵送**

4月3日の告示以降、各家庭の世帯主名で投票所入場整理券を郵送します。

入場整理券は、1通のはがきに4人分までを1組にして作成しています。有権者が5人以上いる世帯には、2通以上

上のはがきに分かれて届きますので、ご注意ください。

投票するときは、本人分を切り離して投票所へお持ちください。

入場整理券をなくしても、投票できますので、投票する際に事務従事者に申し出てください。



**無効になる投票**

せっかく投票しても、記載されている内容により無効投票になる場合があります。投票する候補者氏名をはっきり記載してください。

次のようなものは無効投票になります。

▽候補者以外の氏名を記載したものの

**投票所で困ったときは**

次のようなときは、投票所の事務従事者に申し出てください。

- ▽入場整理券を忘れたり、なくしたりしたとき
- ▽けがなどで、字が書けないとき
- ▽点字投票をするとき
- ▽介助を必要とするとき

複数の候補者の氏名を記載したもの

誰に投票したか不明なもの

白紙投票

誤記、符号など、関係のないものを記載したもの

正規の投票用紙を使用しないもの

**選挙公報をお届けします**

各家庭に、候補者の経歴などを掲載した選挙公報を4月10日(金)までに配布します。

届かない場合は、市選挙管理委員会までご連絡ください。すべしお届けします。

**投票できる人**

投票するには、選挙人名簿に登録されている必要があります。

今回の選挙については、次の①～③を満たすが、投票できます。

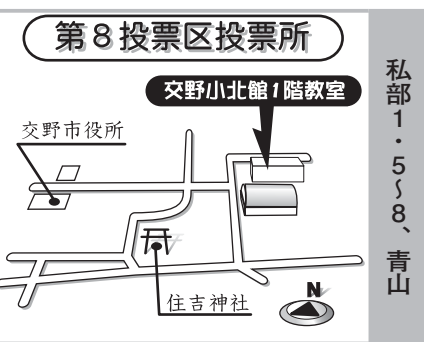
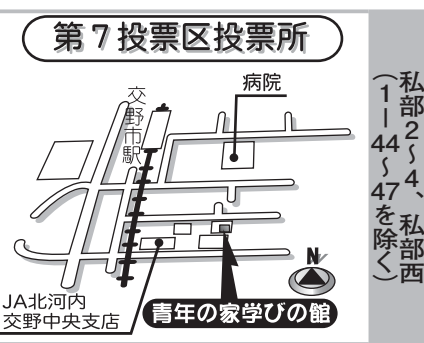
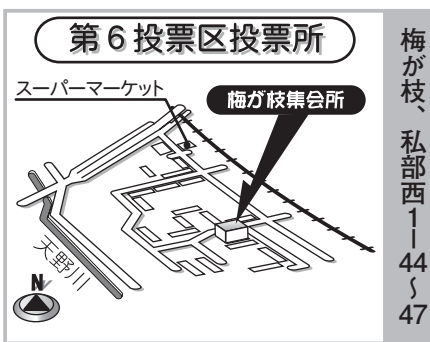
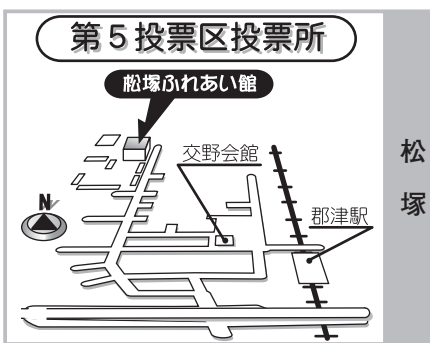
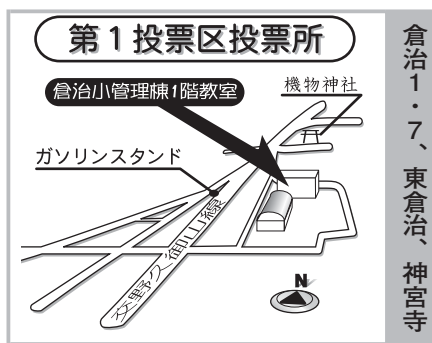
**登録要件**

- ①平成27年4月13日までに生まれた人
- ②平成27年1月2日までに交野市への転入届を済ませた人
- ③平成27年4月2日に継続して住んでいる人

※最近、府内の市区町村間で転居した人は、投票のときに「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」の提示が必要です。

※選挙期間中に20歳を迎える人は、生年月日によって期日前投票ができる期間が異なります。期日前投票ができない期間は、不在者投票での投票となります。詳しくは、お問い合わせください。

## 各投票区と投票所案内図





**投票所の備品をご利用ください**

投票所には、次のものを備え付けています。必要に応じてご利用ください。

**投票所の備品** 車いす、車いす用記載台、老眼鏡、点字器、点字の候補者名簿、筆談用ボード、拡大鏡

**選挙人名簿の縦覧**

選挙に伴う選挙人名簿登録にかかる縦覧を行います。

とき 4月3日(金)午前8時30分～午後5時

ところ 市役所本館2階 選挙管理委員会事務局

**期日前・不在者投票制度のご利用**

期日前投票や不在者投票は、投票日に投票所で投票できないと見込まれる人が利用できる制度です。

**対象**

- ▽仕事や冠婚葬祭がある人
- ▽レジャーや買い物、旅行など出張などで、期日前投票や投票日に投票できない人が対象となります。

**投票期間** 4月4日(土)～11日(土)

①出張先・滞在先の他市町村で投票する

市選挙管理委員会に「不在者投票宣誓書・請求書」による

**期日前投票**

期日前投票期間中に、期日前投票をする旨の宣誓書を入し、その場で交付される投票用紙に候補者氏名を記入して、直接投票箱に投函してください。また、投票には入場整理券をお持ちください。

とき 4月4日(土)～11日(土)午前8時30分～午後8時

ところ 市役所本館1階 玄関ホール

**不在者投票**

出張などで、期日前投票や投票日に投票できない人が対象となります。

**投票期間** 4月4日(土)～11日(土)

①出張先・滞在先の他市町村で投票する

市選挙管理委員会に「不在者投票宣誓書・請求書」による

**期日前投票**

期日前投票期間中に、期日前投票をする旨の宣誓書を入し、その場で交付される投票用紙に候補者氏名を記入して、直接投票箱に投函してください。また、投票には入場整理券をお持ちください。

とき 4月4日(土)～11日(土)午前8時30分～午後8時

ところ 市役所本館1階 玄関ホール

**不在者投票**

出張などで、期日前投票や投票日に投票できない人が対象となります。

**投票期間** 4月4日(土)～11日(土)

①出張先・滞在先の他市町村で投票する

市選挙管理委員会に「不在者投票宣誓書・請求書」による

**申請用紙のダウンロード**

別養護老人ホームあおやま、サール・ナートかたの▽身体障害者支援施設Ⅱ交野自立センター

期日前投票・不在者投票の宣誓書・請求書は、選挙管理委員会のホームページ(<http://www.city.katano.osaka.jp/soshiki/byousai/>)からダウンロードすることができます。

また、市役所本館2階の選挙管理委員会事務局でも、受け取ることができます。

**郵便等投票制度**

次のA③Cのいずれかに当てはまる人は、自宅などから郵便等で不在者投票ができます。

①身体障がい者手帳を持ち、②両下肢、体幹、移動機能の障がいがある1級または2級の人の場合、③心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級または3級の人の場合、④免疫または肝臓の障がいの程度が1級から3級の人の場合

▽投票区域外にいる人

▽病气や妊娠などで、投票所に行くことが困難な人

**期日前投票**

期日前投票期間中に、期日前投票をする旨の宣誓書を入し、その場で交付される投票用紙に候補者氏名を記入して、直接投票箱に投函してください。また、投票には入場整理券をお持ちください。

とき 4月4日(土)～11日(土)午前8時30分～午後8時

ところ 市役所本館1階 玄関ホール

**不在者投票**

出張などで、期日前投票や投票日に投票できない人が対象となります。

**投票期間** 4月4日(土)～11日(土)

①出張先・滞在先の他市町村で投票する

市選挙管理委員会に「不在者投票宣誓書・請求書」による

り、投票用紙などを請求してください。この宣誓書・請求書を受け取り次第、投票用紙などを送りしますので、滞在地の選挙管理委員会へ投票してください。

**期日前投票**

期日前投票期間中に、期日前投票をする旨の宣誓書を入し、その場で交付される投票用紙に候補者氏名を記入して、直接投票箱に投函してください。また、投票には入場整理券をお持ちください。

とき 4月4日(土)～11日(土)午前8時30分～午後8時

ところ 市役所本館1階 玄関ホール

**不在者投票**

出張などで、期日前投票や投票日に投票できない人が対象となります。

**投票期間** 4月4日(土)～11日(土)

①出張先・滞在先の他市町村で投票する

市選挙管理委員会に「不在者投票宣誓書・請求書」による

②戦傷病者手帳を持ち、①両下肢、体幹の障がいの程度が、特別項症から第2項症の人②心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいの程度が特別項症から第3項症の人

③介護保険の被保険者証の要介護状態区分の記載が「要介護5」の人

※郵便等投票をすることができ、上肢または視覚の障がいがある人、身体障がい者手帳に「1級」とある人や、戦傷病者手帳で上肢または視覚の障がいがある、特別項症から第2項症の人は、申請することで投票を代理記載

する人を指定して投票することができます。

**■手続き**

あらかじめ申請し、郵便等投票証明書の交付を受けておくことが必要です。身体障がい者手帳や介護保険被保険者証などを提示し、市選挙管理委員会宛ての書面で申請してください。該当する場合は「郵便等投票証明書」を交付します。

郵便等投票の対象となる人で未申請の人は、市選挙管理委員会に身体障がい者手帳などを添えて申請してください。有効期限が切れている場合も、改めて申請手続きが必要です。

する人を指定して投票することができます。

**■手続き**

あらかじめ申請し、郵便等投票証明書の交付を受けておくことが必要です。身体障がい者手帳や介護保険被保険者証などを提示し、市選挙管理委員会宛ての書面で申請してください。該当する場合は「郵便等投票証明書」を交付します。

郵便等投票の対象となる人で未申請の人は、市選挙管理委員会に身体障がい者手帳などを添えて申請してください。有効期限が切れている場合も、改めて申請手続きが必要です。

する人を指定して投票することができます。

**■手続き**

あらかじめ申請し、郵便等投票証明書の交付を受けておくことが必要です。身体障がい者手帳や介護保険被保険者証などを提示し、市選挙管理委員会宛ての書面で申請してください。該当する場合は「郵便等投票証明書」を交付します。

郵便等投票の対象となる人で未申請の人は、市選挙管理委員会に身体障がい者手帳などを添えて申請してください。有効期限が切れている場合も、改めて申請手続きが必要です。

**してはいけない選挙運動**

選挙運動のできる期間は、立候補の届け出をした日から投票日前日までです。

選挙運動には各種のルールがあり、選挙運動関係者だけでなく、有権者もこのルールを守らなくてはなりません。



**戸別訪問**

各戸を訪問して、投票を依頼することはできません。

**飲食物の提供**

陣中見舞いなど、飲食物を選挙事務所などに差し入れすることはできません。

**第19投票区投票所**

星田7、9、星田山手1、2、南星台、大字星田

旭小、星田駅、星田小、星田出張所、星田公園、星田会館、三中体育館

**第17投票区投票所**

妙見東

妙見東自治会館

星田妙見宮、妙見坂小、公園

**第15投票区投票所**

藤が尾

藤が尾会館

郵便局、天野川、銀行

**第13投票区投票所**

私市、大字私市

私市会館

若宮神社、私市駅、植物園

**第11投票区投票所**

寺

寺会館

いきいきランド交野、交野高校、正行寺

**第9投票区投票所**

私部南、向井田

一中西館1階教室

住吉神社、交野小

**第20投票区投票所**

星田山手3、5、星田西

星田西体育施設体育室

ゴルフ練習場、スーパーマーケット、中池、新池、久保池

**第18投票区投票所**

星田北

星田小西館1階教室

旭小、星田駅、星田出張所、星田公園、星田会館

**第16投票区投票所**

妙見坂

妙見坂自治会館

病院、天野川

**第14投票区投票所**

私市山手

私市山手自治会館

私市駅

**第12投票区投票所**

森南、森北、大字森、大字傍示

森区民ホール

河内磐船駅、河内森駅

**第10投票区投票所**

天野が原町

さくら丘自治会館

消防署

